

札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会規則（教育委員会規則第23号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会（以下「委員会」という。）の調査審議を速やかに行うため、必要な事項を定めるものとする。

(調査等)

第2条 委員会は当該重大事態に関し、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることにより、客観的な事実関係を調査する。

(臨時専門委員)

第3条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に臨時専門委員を置くことができる。

2 臨時専門委員は、規則第2条に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(作業部会)

第4条 委員会は、会議の他に、委員長が必要と認めた場合には、調査及び審議に向けた準備等のため、作業部会を開くことができる。作業部会に参加する者は、委員会の委員及び臨時専門委員の中から、委員長が指定するものとする。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開とする。ただし、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。）第7条で定める非公開情報が含まれる事項を審議する場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととする。

(会議録)

第6条 委員会は会議録を作成する。

2 会議録は、一般に公開するものとする。ただし、前条の規定に基づき、会議の全部又は一部を非公開とした場合には、当該会議の会議録のうち、議題及び議事について非公開とする。

(除斥等)

第7条 委員は次の各号のいずれかに該当する場合は、調査及び審議に参加することができない。

(1) 調査の対象となる重大事態の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する場合。

(2) 前号に掲げるもののほか、調査の公平性・中立性を損なうおそれがある場合。

2 委員は、前項各号に該当する場合は、委員長にその旨を申し出なければならない。

(報告等)

第8条 委員会は、調査の進捗状況等について適宜・適切に教育委員会へ報告するものとする。また、調査及び審議を終了した際には、報告書等により、その結果を教育委員会に報告し、必要に応じ、再発防止に資する意見を述べるることができる。

附 則

この要綱は、平成27年3月11日から施行する。

【参考】札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
ウ 公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。）の職務の遂行に係る情報（当該情報が当該公務員等の思想信条に係るものである場合、公にすることにより、当該公務員等の個人としての正当な権利を明らかに害すると認められるときは、当該公務員等の職、氏名その他当該公務員等を識別することができることとなる記述等の部分を除く。）

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの
イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であつて、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報

(4) 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 不服申立ての審査、あっせん、調停その他これらに類する紛争処理に関する情報であつて、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれると認められるもの
イ 公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え、又は不当に不利益を及ぼすと認められるもの

(5) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、次に掲げるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報であつて、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの
イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であつて、公にすることにより、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの
ウ 調査研究に係る事務に関する情報であつて、公にすることにより、その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
エ 人事管理に係る事務に関する情報であつて、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められるもの
オ アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

(6) 法令若しくは他の条例の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、公にすることができないと認められる情報